

戸田市建設工事段階的選抜方式実施要領運用指針

平成29年1月17日市長決裁

この運用指針は、戸田市建設工事段階的選抜方式実施要領（平成29年1月17日市長決裁）の運用に必要な細目等を定める。

1 第1条（趣旨）関係

(1) 段階的選抜方式の実施に当たっては、市及び競争参加申請者の技術提案に係る事務負担の軽減を図ることを目的とし、必要な施工技術を有する者が新規に競争に参加することが不当に阻害されることのないように配慮しつつ、恣意的な選抜が行われることのないよう留意するものとする。

2 第2条（対象工事）関係

(1) 段階的選抜方式は、市及び競争参加申請者の事務負担が大きい場合に、総合評価方式による一般競争入札における過程の中で行うことができる。

(2) 工事目的物の性能及び機能向上等に対し、競争参加申請者に技術提案を求める必要がない工事又は施工管理に工夫の余地が少ない工事を対象とする簡易型の総合評価方式については、段階的選抜方式の対象から除くものとする。

(3) 第1項第1号に規定する「競争に参加する者の数が多数であると見込まれるとき」とは、対象工事の同種工事实績を有する建設業者の数が概ね20を超える場合をいうものとする。

3 第3条（選抜基準）関係

(1) 選抜基準を定めるに当たっては、その設定方法によって、技術提案を求める者が固定化してしまう可能性がある点に留意するものとする。

(2) 選抜基準の項目の例示については、次のとおりとし、設定した項目を入札説明書に明記するものとする。

① 企業の技術能力

- ・工事成績評定
- ・施工実績
- ・V E の提案
- ・新製品、新技術紹介制度等の登録
- ・優秀工事表彰
- ・I S O 取得状況

② 配置予定技術者の技術能力

- ・工事成績評定
- ・施工経験
- ・保有する資格

- ・優秀技術者表彰
- ・継続教育（CPD）への取組
- ③ 企業の地域精通度
 - ・地理的条件
- ④ 企業の社会的貢献度
 - ・災害防止活動等の実績
 - ・CO2削減対策
 - ・企業の社会的貢献の実績
 - ・除雪契約実績
 - ・障がい者雇用
 - ・保護観察対象者等の協力雇用
- ⑤ その他審査に関し必要な事項
 - ・市内下請けの選定
 - ・県産資材の選定
 - ・手持ち工事量
 - ・難工事完了実績
 - ・新製品、新技術マッチングモデル事業の選定
 - ・入札参加停止措置（減点項目）
 - ・不正軽油の使用による法令違反（減点項目）
 - ・ディーゼル不適合車の使用による法令違反（減点項目）
 - ・過積載による法令違反（減点項目）
 - ・総合評価項目の不履行（減点項目）
 - ・入札契約に関する不当な強要行為（減点項目）
 - ・死亡事故（減点項目）

4 第4条（競争参加申請者への周知）関係

- (1) 予定する選抜者の数及び競争参加申請者の数が予定する選抜者の数を超えないときは、すべての競争参加申請者を選抜者とすることを公告及び入札説明書に明記するものとする。
- (2) 競争参加申請者のうち選抜者とならなかった者については、対象工事に係る競争参加資格を有しない者とすることを公告及び入札説明書に明記するものとする。

5 第6条（選抜者等の決定）関係

- (1) 選抜者の決定に当たっては、対象工事ごとに事前に明示された選抜基準に則り、透明性をもって選抜を行うこと等その運用について十分な配慮を行うものとする。
- (2) 予定する選抜者の数については、対象工事の内容に応じて5者程度を目安に設定するものとする。ただし、競争参加申請者の数がその数

を超えないときは、すべての競争参加申請者を選抜者とするものとする。

- (3) 対象工事に係る落札者を決定するまでの間は、競争参加申請者並びに選抜者及び非選抜者の数、名称、一次評価点等の公表は行わないものとする。

6 第7条（競争参加資格の通知）関係

- (1) 競争参加申請者に通知する選抜結果の項目は、次に掲げるとおりとする。ただし、非選抜者については、必要な項目のみとし、競争参加資格を有しない理由として、選抜基準に基づく評価点が選抜する点数に達しなかった旨を通知するものとする。

- ① 公告日
- ② 調達案件名称
- ③ 入札開始日時
- ④ 入札書提出締切日時
- ⑤ 内訳書開封日時
- ⑥ 開札日時
- ⑦ 競争参加資格の有無
- ⑧ その他必要な事項

7 第8条（選抜結果に関する照会）関係

- (1) 選抜基準に基づく選抜の結果について、非選抜者から説明を求められたときは、対象工事に係る落札者の決定に関わらず、当該非選抜者の一次評価点及びその内訳について通知するものとする。

8 その他

- (1) 事務の参考に、別紙「総合評価方式に係る標準的な実施手順における段階的選抜方式フロー」を添付する。

附 則

この運用指針は、平成29年1月17日から施行する。

附 則

この運用指針は、平成29年11月8日から施行する。

総合評価方式に係る標準的な実施手順における段階的選抜方式フロー

